

東濃石油株式会社 ポイントサービス規約

本規約は、東濃石油株式会社（以下「当社」といいます。）が、対象のお客さまに対して提供するポイントサービスを利用するにあたって規則及び条件について定めるものです。本規約に定めのない事項については、当社がポイントサービスを提供するに際して提携する株式会社クラブネッツが定めるクラブネッツ共通ポイントシステム会員約款が適用されます。

第1条（会員資格）

1. ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）の対象となるお客さまは（以下「会員」といいます。）、以下に定める条件全てに該当する方とします。

（1）当社の家庭用ガス・灯油・水のいずれか1つ以上を契約し、当社よりお客様番号を付与している。

（2）当社の家庭用ガス・灯油・水の料金を「クレジットカード」または「口座振替」でお支払いいただいている。

（3）当社に本サービスの利用を希望して本規約・クラブネッツ共通ポイントシステム約款を承諾して申込手続きを行い、当社が採用しているポイントサービスのクラブネッツ会員番号を付与されている。

2. 会員となる方が、次の各号のいずれかに該当する場合は、入会をお断りいたします。また、入会後にその事実が判明したとき、または次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失するものとします。

（1）業務用ガスを当社と契約をしている場合。

（2）当社との契約を解約された場合。

（3）入会申込書等に記載した内容等、当社に届け出ている情報に虚偽または不備があった場合。

（4）当社が提供する一切のサービスまたは販売する商品に関して、一つでも料金の支払いを怠っている場合、または怠る恐れがあると当社が判断する場合。

（5）本規約、または法令等に違反した場合

（6）その他、会員として当社が不適切と判断した場合

3. 会員は、会員たる地位及び権利の全部、または一部を第三者に譲渡することはできません。

第2条（東濃石油 CN カードの発行）

1. 当社は、会員に対して、会員であることを証明し、会員サービスを受ける際に利用できる東濃石油 CN カード（以下「会員カード」といいます。）を発行します。

2. 入会金、年会費、初回の会員カード発行手数料はかかりません。

3. 会員カードを、紛失・盗難・破損など、理由の如何に関わらず、再発行する場合は、カード再発行の手数料としてカード代金実費相当額 300 円（税抜）が必要です。カード再発行の手続きは、当社窓口または当社より申込書を郵送し、ご返送いただくことで行えます。
4. 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。
5. 会員カードは、会員本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡・貸与・利用させたりすることはできません。

第3条（本サービスの登録名義）

1. 本サービスの会員登録名義は、当社のお客様番号をお持ちの契約者、もしくは契約者の登録住所にお住いの同居人に限定されるものとします。
2. 本サービスの会員登録名義を変更される場合は、原則当社が採用しているクラブネット共通ポイントシステムの会員専用 WEB ページ (<http://www.clubnets.co.jp>) より、会員自身に変更するものとします。
3. 契約者登録名義人と口座振替名義人が異なる場合でも、本サービスの登録はできるものとします。

第4条（ポイント付与）

1. ポイント付与の対象サービス

- (1) 当社が提供するガス契約における毎月のガス料金
- (2) 当社が提供する水の購入における毎月の料金
- (3) 当社が提供する灯油の購入における毎月の料金
- (4) 当社が提供するリフォームにおける料金
- (5) 当社が提供する電化製品の購入における料金
- (6) 当社が提供するガス器具の購入における料金
- (7) 当社が提供する太陽光発電における料金
- (8) その他、当社指定の商品・キャンペーン等

2. 当社が提供するガス契約における毎月のガス料金

(1) 支払い方法に関わらず、100 円（税抜）毎に 1 ポイント付与致します。100 円（税抜）未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) 毎月のご請求に対し、対象の入金を確認できた翌月末までにポイント付与が行われます。

(3) 転居等で利用契約を解約された場合、最終のご入金分に対してのポイント付与いたします。

(4) 転居先で当社と利用契約をされた場合は、転居前までに付与致しましたポイントを継続してご利用いただくことができます。転居時のご連絡の際に必ずポイント継続のお申し出をお願いいたします。お申し出がない場合は、如何なる理由でも転居後からお申し出

での期間の料金に対するポイント付与する事は出来ません。

3. 当社が提供する水の購入における毎月の料金に対する付与

(1) 100 円 (税抜) 毎に 1 ポイント付与致します。100 円 (税抜) 未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) 毎月のご請求に対し、対象の入金を確認できた翌月末までにポイント付与が行われます。

4. 当社が提供する灯油の購入における毎月の料金に対する付与

(1) 100 円 (税抜) 毎に 1 ポイント付与致します。100 円 (税抜) 未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) 毎月のご請求に対し、対象の入金を確認できた翌月末までにポイント付与が行われます。

5. 当社が提供するリフォームにおける料金に対する付与

(1) 100 円 (税抜) 毎に 1 ポイント付与致します。100 円 (税抜) 未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) ご請求に対し、対象の入金を確認できた翌月末までにポイント付与が行われます。

(3) 一度に付与するポイントの上限は 20,000 ポイントとなります。

6. 当社が提供する電化製品の購入における料金に対する付与

(1) 100 円 (税抜) 毎に 1 ポイント付与致します。100 円 (税抜) 未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) ご請求に対し、対象の入金を確認できた翌月末までにポイント付与が行われます。

(3) 一度に付与するポイントの上限は 20,000 ポイントとなります。

7. 当社が提供するガス器具の購入における料金に対する付与

(1) 100 円 (税抜) 毎に 1 ポイント付与致します。100 円 (税抜) 未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) ご請求に対し、対象の入金を確認できた翌月末までにポイント付与が行われます。

(3) 一度に付与するポイントの上限は 20,000 ポイントとなります。

8. 当社が提供する太陽光発電における料金に対する付与

(1) 100 円 (税抜) 毎に 1 ポイント付与致します。100 円 (税抜) 未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) ご請求に対し、対象の入金を確認できた翌月末までにポイント付与が行われます。

(3) 一度に付与するポイントの上限は 20,000 ポイントとなります。

9. 当社指定の商品・キャンペーン等に対する付与

当社指定の商品・キャンペーンは事前に告知をいたします。告知の際にポイント付与ルールを告知いたしますので事前にそのルールを必ずご確認ください。

第5条 (ポイント利用)

1. ポイント利用サービス

- (1) 当社提供のガス代金
- (2) 当社販売の水購入代金
- (3) 当社販売の灯油購入代金
- (4) 当社取扱のリフォーム代金
- (5) 当社販売の電化製品購入代金
- (6) 当社販売のガス器具購入代金
- (7) 当社取扱の太陽光発電代金
- (8) 当社が採用するクラブネッツ共通ポイントの各種サービス
- (9) その他（当社指定のキャンペーン等）

2. 本条1項(1)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) ガス代金に対し、500 ポイント毎（250 円分）でご利用いただけます。

(2) ガス代金にポイントをご利用いただく場合は、ポイントカードよりポイントを減算した後に、充当した分を差し引いた代金を請求させていただきます。

3. 本条1項(2)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 水代金への利用は、ボトル1本単位分の代金に利用ができます。

(2) 水代金にポイントをご利用いただく場合は、ポイントカードよりポイントを減算した後に、商品をお渡しさせていただきます。

4. 本条1項(3)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 灯油代金への利用は、1 缶単位分の代金に利用ができます。※代金は時価となります。

(2) 灯油代金にポイントをご利用いただく場合は、ポイントカードよりポイントを減算した後に、商品をお渡しさせていただきます。

5. 本条1項(4)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) リフォーム代金に対し、500 ポイント毎（250 円分）でご利用いただけます。

(2) リフォーム代金にポイントをご利用いただく場合は、ポイントカードよりポイントを減算した後に、充当した分を差し引いた代金を請求させていただきます。

6. 本条1項(5)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 電化製品購入代金に対し、500 ポイント毎（250 円分）でご利用いただけます。

(2) 電化製品購入代金にポイントをご利用いただく場合は、ポイントカードよりポイントを減算した後に、充当した分を差し引いた代金を請求させていただきます。

7. 本条1項(6)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) ガス器具購入代金に対し、500 ポイント毎(250 円分)でご利用いただけます。

(2) ガス器具購入代金にポイントをご利用いただく場合は、ポイントカードよりポイントを減算した後に、充当した分を差し引いた代金を請求させていただきます。

8. 本条1項(7)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 太陽光発電代金に対し、500 ポイント毎(250 円分)でご利用いただけます。

(2) 太陽光発電代金にポイントをご利用いただく場合は、ポイントカードよりポイントを減算した後に、充当した分を差し引いた代金を請求させていただきます。

9. 本条1項(8)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 各種提携企業のポイント交換サービスを利用する場合は、事前にクラブネッツ共通ポイントシステムの会員専用 WEB ページにて、メールアドレスの登録が必須となります。

(2) 各種提携企業のポイント交換サービスは、当社の事業所では対応できません。会員自身が、クラブネッツの会員専用 WEB ページより手続き下さい。

(3) キャッシュバックサービスは、当社では実施しておりません。キャッシュバックサービスを利用する場合は、クラブネッツ共通ポイントシステムの WEB サイトより提携加盟店(「クラブネッツ加盟店」)を検索の上、ご利用ください。

第6条(ポイントの合算)

1. 二世帯住宅で所持しているポイントを合算することができます。

2. ニヶ所以上で契約をされている契約者様の所持ポイントを合算することができます。

第7条(退会)

本規約第1条の会員資格条件に該当しなくなった場合は、会員資格は失効となります。ただしお持ちの会員カードは、クラブネッツ共通ポイントシステムの WEB サイトのサービス及びクラブネッツ加盟店で利用できるため、会員カードの返却は必要ありません。

第8条(本規約の変更)

1. 当社は、本規約の内容を利用者に予告なく変更できるものとします。規約変更の際は、当社ホームページ等にて告知致します。

2. 告知後、会員が本サービスを利用した場合は、変更後の規約の内容に承諾したものとみなします。

第9条(本サービスの中断・終了)

当社は、次のいずれかの場合、予告なく本サービスの一部または全部を中断または終了することがあります。その場合は当社ホームページ等にて告知致します。

(1) 法令の改廃や社会情勢の変化

(2) 株式会社クラブネットがクラブネット共通ポイントサービスシステム会員約款に定めるサービスを中断または終了する場合

(3) その他当社のやむを得ない事情による場合

第10条（損害賠償・免責）

1. 会員は、本規約及びその他の規約・法令等に違反する行為、または会員の責に帰すべく事由により、第三者に迷惑または損害を与えた場合は、自己の責任と費用負担においてその問題を解決するものとします。

2. 会員が本サービスの利用に付随して発生したいかなるトラブル・損失・損害に対しても、当社は一切の責任を負いません。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、次に定める事項を表明し、保証していただきます。

(1) 会員及び会員に関係する人物（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと。

(2) 会員及び会員の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。

(3) 会員及び会員の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと。

(4) 会員及び会員の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。

(5) 会員が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。

2. 当社は、会員が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除いたします。この場合、会員は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償していただきます。

第12条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間の本サービスに関連する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所と致します。